

インドネシア 外国企業の会社設立手続き・必要書類 「外国企業の会社設立手続き・必要書類」詳細

1. 駐在員事務所	
(1) 商事駐在員事務所の許可	1
(2) 建設駐在員事務所の許可	3
(3) 外国企業駐在員事務所の許可	3
2. 現地法人	
(1) 会社の設立登記	4
(2) 事業基本番号（NIB）の取得	4
(3) 立地許可（Izin Lokasi）の取得	5
(4) 外国人雇用の認可取得	5
(5) 環境許可（Izin Lingkungan）の取得	6
(6) 建設許可（IMB）の取得	7
(7) 事業許可の取得	7
(8) 資本財、原材料の輸入便宜の取得	9
(9) 株式会社法（2007年第40号法律）のポイント	9

1. 駐在員事務所：

(1) 商事駐在員事務所の許可

<2006年3月29日付商業大臣規定2006年第10号（No. 10/M-DAG/PER/3/2006、2010年6月24日付商業大臣規定2010年第28号（No. 28/M-DAG/PER/6/2010）および2020年5月13日付商業大臣規定2020年第49号で変更）>

マーケットリサーチやプロモーションを目的とした商事駐在員事務所の許可は、まず仮許可を取得し、駐在員事務所長が外国人の場合はその労働許可を取得した後に本許可の申請となる。

仮許可の申請には、主に以下の書類の提出が求められる：

- ① 本国のインドネシア大使館が認証したLetter of Appointment、Letter of Intent、Letter of Statement
- ② 本国のインドネシア大使館の商務官が発行したLetter of Reference
- ③ 駐在員事務所の活動計画
- ④ 駐在員事務所長の履歴書と卒業証明書
- ⑤ 駐在員事務所長が外国人の場合はパスポートの写、インドネシア人の場合は住民登録証（KTP）と納税者番号（NPWP）の写

この申請が認められると仮許可が発行される。仮許可は発行から2ヵ月間有効で、この間に事務所の契約、労働許可の取得等を完了し本許可の申請に移る。

本許可の申請には、上記の仮許可申請時の必要書類に加えて、以下の書類の提出が求められる：

- ①仮許可証原本
- ②外国人労働者の労働許可の 写し
- ③駐在員事務所の所在地証明、州都あるいは県/市に所在

このほか現場では、定められた事業以外行わないことについての宣言書 (Declaration)、駐在員事務所長が外国人の場合は暫定居住許可 (ITAS) の写し、などが求められることもある。

外国商事会社駐在員事務所で就労する外国人は、大卒以上あるいは大卒相当で、かつその分野で少なくとも3年の経験があることが条件となっている。

また、外国人労働者1人に対してインドネシア人労働者3人の割合での雇用義務が課されている。事業許可の更新、駐在員事務所長の交代、事務所の所在地など、許可内容の変更を申請する際には、外国人労働者1人に対して3人のインドネシア人労働者を雇用していることについての誓約書の提出が必要である。この誓約書には、インドネシア人従業員のKTPの写と給与明細の写を添付しなければならない。

事務所は州都に加えて県都や市での設置も認められており、許可の有効期間はLetter of Appointment にあわせて最長3年。

2020年3月13日付商業大臣規定2020年第22号にて、外国商事会社駐在員事務所の許可の申請および発行は、オンライン・シングル・サブミッション (OSS) システムを通じて行われることが明記された。許可のためのコミットメントの履行が確認された後、商業省から許可発行がOSSに通知され、OSSから許可が発行される。

なお、2020年5月13日付商業大臣規定2020年第50号にて、1年度内に1千件を超える消費者の取引を行った、あるいは1年度内に消費者へ1千件を超える小包を送付した海外の電子商取引プロバイダーに、インドネシアにおいて外国商事会社駐在員事務所を開設することが規定されたが、この駐在員事務所の開設も上記に従うことになる。

(2) 建設駐在員事務所の許可

<2019年11月19日付公共事業国民住宅大臣回状2019年第22号 (No. 22/SE/M/2019) >

投資分野に関わるオムニバス法の施行が確実になるまで当面、外国建設駐在員事務所の許可申請は以下のように処理するとされている：

- ① 駐在員事務所の所長に相当する事業体責任者 (PJBU) が、オンライン・シングル・サブミッション (OSS) システムを通じて申請。
- ② コミットメントに基づく駐在員事務所許可が、少なくとも以下のデータを記入することで発行される：
 - a. 産業分類コード (KBLI) の名称およびコード
 - b. コミットメント履行の表明
- ③ コミットメントに基づく駐在員事務所許可の発行が、OSS システムを通じて公共事業国民住宅大臣へ情報伝達される。
- ④ コミットメントを履行。ここで言うコミットメントは、大規模事業者資格 (Kualifikasi Besar) に格付けされた事業体証明書 (SBU) の取得のことで、コミットメントに基づく駐在員事務所許可の発行から 30 稼働日以内に建設開発総局長を通じて公共事業国民住宅大臣へ伝達されなければならない。
コミットメントが期間内に履行されなかった場合、コミットメントに基づく駐在員事務所許可は取り消される。
- ⑤ 公共事業国民住宅大臣が設置する技術チームが、コミットメント履行について審査。
- ⑥ コミットメント履行についての審査で問題なしと認定された申請につき、許可手数料の請求書が発行される。申請者は請求書発行日から 7 日以内に支払いを済ませ、支払証明書を技術チーム長へ提出する。
支払いが行われなかった場合、コミットメントに基づく駐在員事務所許可は取り消される。
- ⑦ 技術チームがコミットメント履行についての審査結果を OSS へ通知。
- ⑧ 効力のある駐在員事務所許可が発行される。
駐在員事務所許可の有効期間は 3 年で、延長が可能。延長は、同許可の有効期間が満了する前に行う。

(3) 外国企業駐在員事務所の許可

<2018年7月19日付投資調整庁 (BKPM) 規定 2018 年第 6 号>

外国投資企業の設立や開発準備等を目的とした外国企業駐在員事務所を開設するには、BKPM から許可を取得しなければならない。

許可申請は BKPM のオンライン・システム SPIPISE を通じて、以下の書類を添付して行う：

- ①駐在員事務所を開設しようとする外国企業の定款の英訳あるいはインドネシア語訳（在外インドネシア大使館の認証を受けているか、宣誓翻訳家の翻訳である必要がある）
- ②駐在員事務所長となる者の Letter of Appointment、Letter of Intent（いずれも在外インドネシア大使館の認証要）
- ③駐在員事務所長がインドネシアに滞在し、所長としての職務以外にビジネスを行わないことについての Letter of Statement（在外インドネシア大使館の認証要）
- ④在外インドネシア大使館からの Letter of Reference
- ⑤駐在員事務所長となる者のパスポート（外国人の場合）あるいは住民登録証（KTP、インドネシア人の場合）のコピー
- ⑥駐在員事務所長となる者の証明写真（4×6cm、2枚）

外国企業駐在員事務所の許可は、外国企業駐在員事務所が活動を行う限り有効。
外国企業駐在員事務所は州都に所在し、オフィスビルに入居する必要がある。

2. 現地法人：

(1) 会社の設立登記 <2014年3月25日付法務人権大臣規定2014年第4号（2016年法務人権大臣規則第1号および2020年4月30日付法務人権大臣規定2020年第14号で変更）>

①登記前の準備

- a. 会社名を決定
- b. 公証人のもとで定款を作成
- c. 会社が入居するオフィスビル管理会社などから会社が所在する旨の証明書を取得
- d. 納税番号（NPWP）を税務署から取得
- e. 銀行口座の開設（資本金の払込。銀行から資本金払込証明を取得）

②会社設立登記（法務人権省）：会社設立についての法務人権大臣承認書を取得

ただし、公証人が法務人権省一般法務総局（AHU）のオンライン・システム（SABH）を通じて②の会社設立登記を行い、会社設立が認められると同時にNPWPの番号も割り振られるシステムになっている。このため、上の順序通りに手続きが進まないこともある。

(2) 事業基本番号（NIB）の取得<2018年6月21日付政令2018年第24号>

- a. オンライン・シングル・サブミッション（OSS）に登録してアクセス権を取得
- b. OSSシステム上で会社データをインプット
- c. 事業をするための許可（Izin Berusaha）の申請フォームに投資データをインプット
- d. OSSがNIBを発行

NIBは、従来別々に取得されてきた会社登録証（TDP）、輸入業者認定番号（API）、通関

アクセス権としても機能するため、一部の事業を除き、これらの別途取得は不要になった。
<2018年7月19日付商業大臣規定2018年第76号および第77号、2018年7月12日付財務大臣規定2018年第71号（第71号No. 71/PMK. 04/2018）>

(3) 立地許可（Izin Lokasi）の取得<2018年6月21日付政令2018年第24号、2019年8月6日付農地都市計画大臣／国土庁長官規定2019年第17号>

立地許可とは投資に必要な用地の取得開始を許可するもので、許可期限内（最長3年）に土地所有者等と買取り額などの話し合いを終え、事業権（HGU）、建設権（HGB）、使用権（HP）といった土地の権利を申請、取得する。ただし、既に土地の権利書を有する土地を購入する場合、用地賃貸の場合は不要。

従来は管轄の市（Kotamadya）、または県（Kabupaten）の土地局に申請して交付を受けてきたが、オンライン・シングル・サブミッション（OSS）運用開始により、OSSが立地許可を発行することになった。2018年7月13日付農地都市空間大臣／国土庁長官規定2018年第14号によると、手順は次の通り：

- ① 事業基本番号（NIB）の発行と同時に、OSSが立地許可を発行。
- ② 立地許可がコミットメントに基づいて発行された場合、発行から10日以内に事業基本番号（NIB）、コミットメント履行誓約書、該当立地の境界線地図、事業活動計画プロポーザル、土地の占有面積についての誓約書を該当地を管轄する土地局に提出し、技術的推薦状の発行を申請。
期限までに申請がなかった場合、コミットメントに基づく立地許可は取り消される。
- ③ 土地局は②の申請について審査。問題ないと認められた申請には手数料の支払いを指示する。
- ④ 手数料の支払いから10日以内に土地技術的推薦状を発行し、県／市政府に送付。
- ⑤ 県／市政府は技術的推薦状の受け取りから2日以内に、県知事／市長は同推薦状を承認するか拒否するかを決定し、OSSに通知する。
- ⑥ 技術的推薦状承認の場合、OSSから効力のある立地許可（該当立地を示した地図付き）が発行される。

ただし、工業団地内の工場の場合、NIBと同時に発行された立地許可は即発効となり、上記②以降の手続きは不要。

(4) 外国人雇用の認可取得

- ① 労務報告を行う。初回の労務報告はオンライン・シングル・サブミッション（OSS）のサイト（<http://oss.go.id>）を通じて記入し、労務報告提出番号にもなるNIBの発行を受ける。2回目以降は労働省の労務報告用オンラインシステム（<http://wajiblapor.kemnaker.go.id>）を通じて報告。<2017年11月3日付労働大臣規定2017年第18号（2019年4月26日付労働大臣規定2019年第4号で変更）>

- ② 労働省の外国人労働者のオンライン (<https://tka-online.kemnaker.go.id/>) を通じて、外国人雇用計画書 (RPTKA) について労働省の承認を受ける。
- ③ 労働省の外国人労働者のオンラインを通じて雇用通知書を取得する。
- ④ 外国人労働者雇用補償金 (DKP-TKA) を納付する。
　　<以上②~④、2018年7月1日付労働大臣規定2018年第10号>
- ⑤ 入国管理総局の指示に従い、ビザ同意書から暫定居住許可 (ITAS) までの手数料を納付する。
- ⑥ 入国管理総局からビザ同意書を取得する。
- ⑦ 外国人労働者が指定の在外公館に出頭し、暫定就労ビザ (Vitas) の発行を受ける。
- ⑧ 外国人労働者が入国空港で、暫定居住許可 (ITAS) を取得する。
　　<以上⑤~⑧、2018年6月29日付法務人権大臣規定2018年第16号>
　　(外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用 — 「在留許可」参照)

(5) 環境許可 (Izin Lingkungan) の取得<2018年6月21日付政令2018年第24号>
2012年2月23日付政令第27号にて、環境影響分析 (AMDAL) あるいは環境監視/管理方法 (UKL/UPL) に県/市の環境管理局の推薦を受ける企業は、環境許可も取得することになっているが、オンライン・シングル・サブミッション (OSS) 運用開始により、OSSが環境許可を発行することになった。

特に UKL/UPL の場合、2018年7月13日付環境林業大臣規定201年第26号 (No. P. 26/MENLHK/SETJEN/KUM. 1/7/2018) にて、次のような手順が示されている：

- ① OSS が環境許可を発行
- ② 環境許可発行から10日以内に、OSSシステムを通じて、所定のUKL/UPLフォームに記入し、環境管理担当の省、州知事または県知事/市長に申請
- ③ UKL/UPL申請から5日以内に、環境管理担当の省、州知事または県知事/市長が、OSSにつながった環境林業省の環境書類・環境許可情報システムを通じて、UKL/UPLを審査
- ④ UKL/UPLに改善の必要がないと認められた場合、環境管理担当の省、州知事または県知事/市長がUKL/UPL推薦承認を決定し、OSSを通じて公表
- ⑤ 環境許可が発効

ただし、事業/活動ロケーションが経済特区、工業団地、自由貿易地域/港に位置する事業の場合、環境許可は不要。経済特区、工業団地、自由貿易地域/港に位置する事業者は地域の環境監視/管理方法計画 (RKL-RPL) に基づいて詳細なRKL-RPLを作成し、地域管理者に承認を得ればよい (RKL-RPLの作成については2020年1月9日付工業大臣規定2020年第1号参照)。

なお、2020年11月2日付2020年第11号雇用創出法により、環境許可は環境承認の制度に移行する予定で、現在UKL-UPLを要するとされている事業は環境管理能力表明書、に基

づき事業許可が発行されるシステムに替わる見通し。

(6) 建設許可（IMB）の取得＜2018年6月21日付政令2018年第24号＞

2010年4月30日付内務大臣規定2010年第32号によると、IMBは建築物及び非建築物（駐車場、スポーツ用コート、プール等）で、新築、改修、保存のための修復の際に必要なとされる許可で、電気、水道、下水道、電話等の公共サービスを受けるための条件にもなるもの。県・市の公共事業担当局に申請し、県知事/市長（ジャカルタの場合は特別州知事）により各地域が定めた地域配置詳細計画（RDTRK）、建物・環境配置計画（RTBL）あるいは地域技術計画（RTRK）に基づき発行されてきたが、オンライン・シングル・サブミッション（OSS）運用開始により、OSSがIMBを発行することになった。2018年7月9日付公共事業国民住宅大臣規定2018年第19号（No.19/PRT/M/2018）によると、手順は次の通り：

- ① OSSがIMBを発行
- ② IMBの発行から30日以内（AMDALが必要な場合はAMDALのコミットメント履行後30日以内）に、OSSシステムにつながった地方政府運営の建物管理情報システム（SIMBG）を通じて、土地権利所有ステータスの証明、建物所有者データ、建物専門家チーム（TABG）の技術的見解を得た建物の技術計画（設計、構造、ユーティリティなど）を提出
- ③ 技術的見解によって技術計画が条件を満たしたと認められた場合、地方政府はSIMBGを通じてOSSに、IMBの発効を通知

ただし、事業／活動ロケーションがエステートレギュレーションをすでに決定している経済特区、工業団地、自由貿易地域／港に位置する場合、政府プロジェクトなどの場合、IMBの取得は不要。

なお、2020年11月2日付2020年第11号雇用創出法により、IMBは建築物承認の制度に移行する予定。

OSSを通じてIMBを申請した事業者には、SIMBGを通じて建築物機能適正証明（SLF）も申請する義務がある。地方政府の審査で申請に不備なしとされた場合、地方政府がOSSにSLFの発行が可能であることを通知し、それから3日以内にOSSがSLFを発行する。（SLFの作成については2018年公共事業国民住宅大臣規定2018年第27号（No.27/PRT/M/2018、2020年1月30日付公共事業国民住宅大臣規定2020年第3号で変更）を参照）

(7) 事業許可の取得＜2018年6月21日付政令2018年第24号＞

事業基本番号（NIB）を取得した事業者を取得が義務付けられる事業許可もオンライン・シングル・サブミッション（OSS）が発行する。発行は次のように行われる：

- ①事業活動を行うのに施設を必要としない事業者

→ コミットメントにしたがい事業許可を発行

②事業活動を行うのに施設を必要とする事業者

a. すでに施設を所有／占有している事業者

→ コミットメントにしたがい事業許可を発行

b. まだ施設を所有／占有していない事業者

→ OSS が立地許可、水立地許可、環境許可、建設許可を発行した後に、コミットメントにしたがい事業許可を発行

事業許可を取得した事業者は、整地や建設、設備・機器・人的資源の調達、認証／適正化の処理、生産設備の試験運転、生産に取り掛かることができる。

一方で、それぞれに課されたコミットメントの履行を管理する目的で、事業者には事業／活動建設の情報を OSS システムに更新する義務がある。定められた期限内にコミットメント履行されない場合、いったん発行された事業許可が取り消されることもある。

参考1：OSSを通じた工業事業許可の取得

2019年4月29日付工業大臣規定2019年第15号（2019年10月18日付工業大臣規定2019年第30号で変更）により、工業事業許可（IUI）はOSSのサイトを通じて発行することになった。

工業事業許可は、労働者雇用人数と投資額（土地建物含む）に基づいて大中小規模に分類され、工業活動の立地場所ごと、産業分類コード（KBLI）による工業の種類ごとに供与される。

工業事業許可のサービスはOSSと、工業省のポータルサイト SIINas (<https://siinas.kemenperin.go.id/>) を利用して提供されるため、事業者には事業基本番号（NIB）取得のほか、SIINasのアカウント取得が義務。また、OSSのサイトを通じて取得される事業許可はすべてのコミットメントが履行された後に有効となる原則から、OSSが発行した工業事業許可もまた、SIINasアカウントの取得のほか、所在地証明を有していること（工業団地以外に立地する特別な場合、原則は工業団地内の立地が義務）、SIINasを通じて工業データを提出済みであること（工業データは2019年2月18日付工業大臣規定2019年第2号により、商業稼働前の開発段階と商業稼働段階に分けて、上期は当年8月1日まで、下期は翌年2月1日までに報告）、技術的確認を受けたこと、といったコミットメントが履行された後に有効となる。工業団地内に所在する工業事業者の場合は、環境監視/管理計画（RKL-RPL）を策定し、工業団地の承認を得ておく必要がある。

参考2：電子商取引事業者の事業許可（2020年11月19日発効予定）

2020年5月13日付商業大臣規定2020年第50号にて、電子商取引事業者にも事業許可の取得が義務付けられた。電子商取引を行う販売業者、電子商取引プロバイダー、仲介サ

ービスプロバイダーが、個人でも法人でも対象。国内の電子商取引事業者はOSSを通じて、一般の商業事業者でオンライン販売も行う者の場合は法令に従った商業事業許可書（SIUP）を、オンラインを通じてのみ小売販売を行う事業者はKBLI 4791「郵便やインターネットの注文を通じた小売業」の事業許可を取得する。

ちなみに海外の販売業者は、本国の事業許可の番号、名称、発行機関を、国内の電子商取引運営業者に登録することが義務付けられる。また、1年度内に1千件を超える消費者の取引を行った、あるいは1年度内に消費者へ1千件を超える小包を送付した海外の電子商取引プロバイダーは、インドネシアに外国商事会社駐在員事務所を開設することが規定された。

(8) 資本財、原材料の輸入便宜の取得

＜2018年7月19日付投資調整庁（BKPM）長官規定2018年第6号＞

事業基本番号（NIB）と事業許可を取得した会社は、生産設備などの資本財、および当初の生産に必要な原材料・物品の輸入にかかる関税の免除便宜を、BKPMに申請することができる：

- ① BKPMのオンライン・システムSPIPISEのアクセス権を取得
- ② SPIPISEを通じて、便宜を受けようとする資本財、原材料・物品のマスターストなどの必要書類を添付して輸入関税免除便宜を申請

必要書類については、BKPM（Badan Koordinasi Penanaman Modal）ウェブサイトの法令のページを参照。

BKPM：法令のページ（<https://peraturan.bkpm.go.id/jdih/front/home>）

- ③ 申請書類を審査
- ④ 審査で申請に不備なしと見なされた場合、関係者面談と現場調査
- ⑤ 面談と現場調査でプロセス継続が認められた申請に対し受取を発行
- ⑥ 手続きがプロセスされ、便宜承認のサーティフィケートが発行される

なお、工業省は国内での供給が十分で国内調達が可能とみなされる機械・物品・生産原料の一覧を出しており、ここにリストアップされている機械・物品・生産原料の輸入には原則、上記の便宜は供与されないことになっている。

また、中古設備の輸入を予定している場合は、中古資本財の輸入許可を商業省に申請する必要がある。

（外資に関する奨励—「各種優遇措置」参照）

(9) 株式会社法（2007年第40号法律）のポイント

- ① 2020年11月2日付2020年第11号雇用創出法による株式会社法の改正により、授権資本の最低額規制は削除され、会社の授権資本は創設者間の合意に基づき決められる、とのみ規定された。

ただし、2018年7月19日付投資調整庁（BKPM）長官規定2018年第6号にて、外国投資（PMA）企業は大事業（事業地の土地・建物を含まない純資産が100億ルピア、年間売上が500億ルピア超）に分類されるため、次の投資額および資本金の規定を遵守しなければならないと定められている：

- a. 土地・建物を除く投資総額が100億ルピア超
さらに2020年3月30日付BKPM規定2020年第1号により、PMAの投資額は原則、5桁の事業分類コード（KBLI）ごとに、土地建物を除き100億ルピア超とされた。
- b. 引受資本＝払込資本25億ルピア超
- c. 株式保有率は株式の額面価格に基づいて計算される
- d. c. の株式額面価格は各株主少なくとも1千万ルピア

（外資に関する規制 — 「資本金に関する規制」参照）

- ② 株主は2人以上。ただし、雇用創出法による株式会社法の改正により、マイクロ中小企業は個人株主1名による設立が認められることになった
- ③ 会社が買い戻した自己株式の保有は最長3年まで
- ④ 資本金払込人本人の記名株のみ
- ⑤ 500億ルピア以上の資産および/あるいは売上を有する会社には、監査法人による財務監査および法務人権大臣への報告が義務付けられる。
ただし、2020年3月16日付商業大臣規定2020年第25号にて、資産や売り上げの規模に関わらず、すべてのPMAには、財務監査とその監査レポートの商業省国内商業総局への報告が義務付けられている（外国企業の会社設立手続き・必要書類 — 「その他」参照）
- ⑥ 資源関連会社には企業の社会的責任（CSR）が義務付けられる
- ⑦ 社外監査役（コミサリス）を任命できる
- ⑧ 株主総会はインドネシア国内で開催される必要があるが、テレビ会議等の形態でも開催できる

以上